

様式第9号（連携教職課程を設置する大学の要件） ※認定を受けようとする課程（免許種・教科）ごとに作成すること

（１）連携教職課程の認定を受けようとする免許種・教科

中一種免（美術）

（２）連携教職課程の認定を受けようとする学科等

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等を全て記載し、その内、幼稚園教諭または小学校教諭の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等の左欄に「○」を記載すること。学科等の数に合わせ、行を加除すること。

教員養成を主たる目的とする学科等	連携教職課程の認定を受けようとする全ての大学の学科等名
	徳島大学総合科学部社会総合科学科
○	鳴門教育大学学校教育学部学校教育教員養成課程
○	香川大学教育学部学校教育教員養成課程

（３）授業科目の開設状況

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等における「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等」に関する授業科目について、自学科で開設している場合には該当する欄に「○」、自学科では開設していない場合には該当する欄に「×」を記載。

学科等名（大学名から記載）	教科に関する専門的事項	各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等
徳島大学総合科学部 社会総合科学科	○	○
鳴門教育大学学校教育学部 学校教育教員養成課程	○	○
香川大学教育学部 学校教育教員養成課程	○	○

（４）教学管理のための体制

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等の専任教員それぞれ1人以上からなる教学管理（教職課程認定基準9（２））のための体制について、

- ・参画する専任教員の氏名・職位
- ・教学管理のための体制の役割
- ・学内の意思決定組織との関係 を記載すること。

※必要に応じて、図示してもかまわない。本欄に収まらない場合は、別添でも可。

学科等名（大学名から記載）	参画する専任教員氏名・職位
徳島大学総合科学部 社会総合科学科	佐原 理・准教授
鳴門教育大学学校教育学部 学校教育教員養成課程	山田 芳明・教授
香川大学教育学部 学校教育教員養成課程	古草 敦史・教授

教学管理のための体制の役割

連携教職課程委員会

連携教職課程及び連携開設科目に係る以下の事項の調整

- ・大学間の申し合わせ、評価基準
- ・その他教科間共通で調整が必要な事項
(学年暦、履修登録方法、教育の質保証方法等)

連携教職課程部会（美術）

連携教職課程及び連携開設科目に係る以下の事項の調整

- ・カリキュラム及び授業科目の具体的内容
- ・その他各教科で調整が必要な事項

※別紙、「連携教職課程の運営体制（教学管理体制）」も参照

学内の意思決定組織との関係

カリキュラムについては、連携教職課程部会において、各大学の専任教員間で調整を行い、最終的には徳島大学総合科学部社会創生学科、鳴門教育大学学校教育学部学校教育教員養成課程、香川大学教育学部学校教育教員養成課程において意思決定を行う。連携教職課程部会において大学間の調整が整わない事項がある場合には、連携教職課程委員会（副学長・教育学部長等が参画する委員会）で調整を行う。

※別紙、「連携教職課程の運営体制（教学管理体制）」も参照

※ 必要に応じて、図示

（５）必修科目として開設が必要な単位数

※連携教職課程においては、

①学生が在籍する大学の学科等（以下「自大学」という。）において修得するものとして必要な単位数を開設

②学生が在籍しない大学の学科等のいずれか（以下「他大学」という。）において修得するものとして必要な単位数を開設することとしている（教職課程認定基準 9（３））。このため、当該単位数を満たす必修・選択必修の授業科目について、該当する区分欄に、様式第 2 号に記載の科目名、単位数を記載し、合計欄に単位数の合計を記載すること。

※中・高・養・栄の課程を同時に認定を受けようとする場合で、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを共通に開設している場合であっても、それぞれの課程の開設単位として重複して計上してかまわない。

※開設しない課程の表は削除すること。

【中学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

※自大学及び他大学で必修科目として開設が必要な単位数

専修免許状：3 単位、一種免許状：8 単位、二種免許状：5 単位

	自大学		他大学	
	科目名	単位数	科目名	単位数
教科に関する専門的事項	・ 絵画演習Ⅰ ・ 彫刻特別演習 ・ 工芸演習 ・ 美術理論・美術史 ・ 美術教育の未来を考える	・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2	【徳島大学】 ・ 映像メディア表現 ・ 先端芸術表現論 【香川大学】 ・ 絵画演習Ⅱ ・ 絵画ⅡA ・ 絵画ⅡB ・ 20 世紀の美術理論と現在	・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 1 ・ 1 ・ 2
各教科の指導法			【徳島大学】 ・ 美術科教育法Ⅰ ・ 美術科教材開発実践研究	・ 2 ・ 2

大学が独自に設定する科目			【香川大学】 ・地域ワークショップデザイン	・ 2
教育の基礎的理解に関する科目等				
合計単位数		1 0		1 6

(6) 専任教員数

※連携教職課程の認定を受けようとする自大学及び他大学の各学科等が開設する科目の区分に応じて専任教員を配置しなければならない。自大学と他大学の各学科等が開設する科目が同一の科目区分となる場合には、当該科目区分に配置すべき必要専任教員数については各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするとしている（教職課程認定基準9（4））。また、自大学及び他大学の各学科等を一つの学科等とみなして、これらの学科等の入学定員の合計に応じた専任教員数を配置しなければならないとしている。

このため、該当する科目区分に応じて、「自大学」及び「他大学」欄については様式2号に記載の専任教員の氏名・職名を記載、「計」欄については専任教員数の合計を記載、「必要専任教員数」欄については自大学及び他大学の各学科等の入学定員に応じた必要専任教員数を記載すること。

※中・高・養・栄の課程を同時に認定を受けようとする場合で、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを共通に開設している場合であっても、それぞれの課程の専任教員として重複して計上してかまわない。

※開設しない課程の表は削除すること。

【中学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

	自大学		他大学		計	必要専任教員数
	氏名・職名	人数	氏名・職名	人数		
教科に関する専門的事項	鈴木久人・教授 武内優記・准教授 内藤 隆・教授 栗原 慶・教授 小川 勝・教授	5	佐原 理・准教授 古草敦史・教授	2	7	1
各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等	山木朝彦・教授 谷村千絵・准教授 阪根健二・教授 葛上秀文・教授 石村雅雄・教授 皆川直凡・教授 内田香奈子・准教授 小倉正義・教授 前田洋一・教授 山田芳明・教授 池田誠喜・教授 岡田康孝・准教授 金野誠志・教授 藤田 完・教授 川上綾子・教授 藤原伸彦・教授 江川克弘・准教授 泰山 裕・准教授 小坂浩嗣・教授 吉井健治・教授 廣瀬雄一・准教授	2 1		0	2 1	1

様式第9号（連携教職課程を設置する大学の要件） ※認定を受けようとする課程（免許種・教科）ごとに作成すること

（１）連携教職課程の認定を受けようとする免許種・教科

高一種免（美術）

（２）連携教職課程の認定を受けようとする学科等

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等を全て記載し、その内、幼稚園教諭または小学校教諭の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等の左欄に「○」を記載すること。学科等の数に合わせ、行を加除すること。

教員養成を主たる目的とする学科等	連携教職課程の認定を受けようとする全ての大学の学科等名
	徳島大学総合科学部社会総合科学科
○	鳴門教育大学学校教育学部学校教育教員養成課程
○	香川大学教育学部学校教育教員養成課程

（３）授業科目の開設状況

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等における「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等」に関する授業科目について、自学科で開設している場合には該当する欄に「○」、自学科では開設していない場合には該当する欄に「×」を記載。

学科等名（大学名から記載）	教科に関する専門的事項	各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等
徳島大学総合科学部 社会総合科学科	○	○
鳴門教育大学学校教育学部 学校教育教員養成課程	○	○
香川大学教育学部 学校教育教員養成課程	○	○

（４）教学管理のための体制

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等の専任教員それぞれ1人以上からなる教学管理（教職課程認定基準9（２））のための体制について、

- ・参画する専任教員の氏名・職位
- ・教学管理のための体制の役割
- ・学内の意思決定組織との関係 を記載すること。

※必要に応じて、図示してもかまわない。本欄に収まらない場合は、別添でも可。

学科等名（大学名から記載）	参画する専任教員氏名・職位
徳島大学総合科学部 社会総合科学科	佐原 理・准教授
鳴門教育大学学校教育学部 学校教育教員養成課程	山田 芳明・教授
香川大学教育学部 学校教育教員養成課程	古草 敦史・教授

教学管理のための体制の役割

連携教職課程委員会

連携教職課程及び連携開設科目に係る以下の事項の調整

- ・大学間の申し合わせ，評価基準
- ・その他教科間共通で調整が必要な事項
(学年暦，履修登録方法，教育の質保証方法等)

連携教職課程部会（美術）

連携教職課程及び連携開設科目に係る以下の事項の調整

- ・カリキュラム及び授業科目の具体的内容
- ・その他各教科で調整が必要な事項

※別紙，「連携教職課程の運営体制（教学管理体制）」も参照

学内の意思決定組織との関係

カリキュラムについては，連携教職課程部会において，各大学の専任教員間で調整を行い，最終的には徳島大学総合科学部社会創生学科，鳴門教育大学学校教育学部学校教育教員養成課程，香川大学教育学部学校教育教員養成課程において意思決定を行う。連携教職課程部会において大学間の調整が整わない事項がある場合には，連携教職課程委員会（副学長・教育学部長等が参画する委員会）で調整を行う。

※別紙，「連携教職課程の運営体制（教学管理体制）」も参照

※ 必要に応じて、図示

（５）必修科目として開設が必要な単位数

※連携教職課程においては、

①学生が在籍する大学の学科等（以下「自大学」という。）において修得するものとして必要な単位数を開設

②学生が在籍しない大学の学科等のいずれか（以下「他大学」という。）において修得するものとして必要な単位数を開設することとしている（教職課程認定基準 9（3））。このため、当該単位数を満たす必修・選択必修の授業科目について、該当する区分欄に、様式第 2 号に記載の科目名、単位数を記載し、合計欄に単位数の合計を記載すること。

※中・高・養・栄の課程を同時に認定を受けようとする場合で、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを共通に開設している場合であっても、それぞれの課程の開設単位として重複して計上してかまわない。

※開設しない課程の表は削除すること。

【高等学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

※自大学及び他大学で必修科目として開設が必要な単位数

専修免許状：3 単位、一種免許状：8 単位

	自大学		他大学	
	科目名	単位数	科目名	単位数
教科に関する専門的事項	・絵画演習Ⅰ	・2	【徳島大学】	
	・彫刻特別演習	・2	・映像メディア表現	・2
	・美術理論・美術史	・2	・先端芸術表現論	・2
	・美術教育の未来を考える	・2	【香川大学】	
			・絵画演習Ⅱ	・2
			・絵画ⅡA	・1
			・絵画ⅡB	・1
			・20世紀の美術理論と現在	・2

各教科の指導法			【徳島大学】 ・美術科教育法Ⅰ ・美術科教材開発実践研究	・2 ・2
大学が独自に設定する科目			【香川大学】 ・地域ワークショップデザイン	・2
教育の基礎的理解に関する科目等				
合計単位数		8		16

(6) 専任教員数

※連携教職課程の認定を受けようとする自大学及び他大学の各学科等が開設する科目の区分に応じて専任教員を配置しなければならない。自大学と他大学の各学科等が開設する科目が同一の科目区分となる場合には、当該科目区分に配置すべき必要専任教員数については各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするとしている（教職課程認定基準9（4））。また、自大学及び他大学の各学科等を一つの学科等とみなして、これらの学科等の入学定員の合計に応じた専任教員数を配置しなければならないとしている。

このため、該当する科目区分に応じて、「自大学」及び「他大学」欄については様式2号に記載の専任教員の氏名・職名を記載、「計」欄については専任教員数の合計を記載、「必要専任教員数」欄については自大学及び他大学の各学科等の入学定員に応じた必要専任教員数を記載すること。

※中・高・養・栄の課程を同時に認定を受けようとする場合で、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを共通に開設している場合であっても、それぞれの課程の専任教員として重複して計上してかまわない。

※開設しない課程の表は削除すること。

【高等学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

	自大学		他大学		計	必要専任教員数
	氏名・職名	人数	氏名・職名	人数		
教科に関する専門的事項	鈴木久人・教授 武内優記・准教授 内藤 隆・教授 小川 勝・教授	4	佐原 理・准教授 古草敦史・教授	2	6	1
各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等	山木朝彦・教授 谷村千絵・准教授 阪根健二・教授 葛上秀文・教授 石村雅雄・教授 皆川直凡・教授 内田香奈子・准教授 小倉正義・教授 前田洋一・教授 山田芳明・教授 金野誠志・教授 藤田 完・教授 川上綾子・教授 藤原伸彦・教授 江川克弘・准教授 泰山 裕・准教授 小坂浩嗣・教授 吉井健治・教授 廣瀬雄一・准教授	19		0	19	1

様式第9号（連携教職課程を設置する大学の要件） ※認定を受けようとする課程（免許種・教科）ごとに作成すること

（１）連携教職課程の認定を受けようとする免許種・教科

中一種免（家庭）

（２）連携教職課程の認定を受けようとする学科等

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等を全て記載し、その内、幼稚園教諭または小学校教諭の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等の左欄に「○」を記載すること。学科等の数に合わせ、行を加除すること。

教員養成を主たる目的とする学科等	連携教職課程の認定を受けようとする全ての大学の学科等名
○	鳴門教育大学学校教育学部学校教育教員養成課程
○	香川大学教育学部学校教育教員養成課程
○	高知大学教育学部学校教育教員養成課程

（３）授業科目の開設状況

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等における「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等」に関する授業科目について、自学科で開設している場合には該当する欄に「○」、自学科では開設していない場合には該当する欄に「×」を記載。

学科等名（大学名から記載）	教科に関する専門的事項	各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等
鳴門教育大学学校教育学部 学校教育教員養成課程	○	○
香川大学教育学部 学校教育教員養成課程	○	○
高知大学教育学部 学校教育教員養成課程	○	○

（４）教学管理のための体制

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等の専任教員それぞれ1人以上からなる教学管理（教職課程認定基準9（２））のための体制について、

- ・ 参画する専任教員の氏名・職位
- ・ 教学管理のための体制の役割
- ・ 学内の意思決定組織との関係 を記載すること。

※必要に応じて、図示してもかまわない。本欄に収まらない場合は、別添でも可。

学科等名（大学名から記載）	参画する専任教員氏名・職位
鳴門教育大学学校教育学部 学校教育教員養成課程	西川 和孝・教授
香川大学教育学部 学校教育教員養成課程	畦 五月・教授
高知大学教育学部 学校教育教員養成課程	磯部 香・講師

教学管理のための体制の役割

連携教職課程委員会

連携教職課程及び連携開設科目に係る以下の事項の調整

- ・大学間の申し合わせ、評価基準
- ・その他教科間共通で調整が必要な事項
(学年暦、履修登録方法、教育の質保証方法等)

連携教職課程部会（家庭）

連携教職課程及び連携開設科目に係る以下の事項の調整

- ・カリキュラム及び授業科目の具体的内容
- ・その他各教科で調整が必要な事項

※別紙、「連携教職課程の運営体制（教学管理体制）」も参照

学内の意思決定組織との関係

カリキュラムについては、連携教職課程部会において、各大学の専任教員間で調整を行い、最終的には鳴門教育大学学校教育学部学校教育教員養成課程、香川大学教育学部学校教育教員養成課程、高知大学教育学部学校教育教員養成課程において意思決定を行う。連携教職課程部会において大学間の調整が整わない事項がある場合には、連携教職課程委員会（副学長・教育学部長等が参画する委員会）で調整を行う。

※別紙、「連携教職課程の運営体制（教学管理体制）」も参照

※ 必要に応じて、図示

（５）必修科目として開設が必要な単位数

※連携教職課程においては、

①学生が在籍する大学の学科等（以下「自大学」という。）において修得するものとして必要な単位数を開設

②学生が在籍しない大学の学科等のいずれか（以下「他大学」という。）において修得するものとして必要な単位数を開設することとしている（教職課程認定基準 9（３））。このため、当該単位数を満たす必修・選択必修の授業科目について、該当する区分欄に、様式第 2 号に記載の科目名、単位数を記載し、合計欄に単位数の合計を記載すること。

※中・高・養・栄の課程を同時に認定を受けようとする場合で、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを共通に開設している場合であっても、それぞれの課程の開設単位として重複して計上してかまわない。

※開設しない課程の表は削除すること。

【中学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

※自大学及び他大学で必修科目として開設が必要な単位数

専修免許状：3 単位、一種免許状：8 単位、二種免許状：5 単位

	自大学		他大学	
	科目名	単位数	科目名	単位数
教科に関する専門的事項	・生活課題の調査と分析 ・テキストスタイル基礎科学 ・食物学特論 ・住居学	・ 1 ・ 2 ・ 1 ・ 2	【香川大学】 ・食物学総論 ・食物学Ⅱ ・保育学Ⅱ 【高知大学】 ・家庭経営学 ・保育学	・ 1 ・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目			【香川大学】 ・家庭科内容構成 【高知大学】 ・持続可能な生活づくり	・ 2 ・ 2

各教科の指導法	・ 中等家庭科教育特論	・ 2	【香川大学】 ・ 中等家庭科実践研究 【高知大学】 ・ 中等家庭科指導法 I	・ 2 ・ 2
大学が独自に設定する科目				
教育の基礎的理解に関する科目等				
合計単位数		8		17

(6) 専任教員数

※連携教職課程の認定を受けようとする自大学及び他大学の各学科等が開設する科目の区分に応じて専任教員を配置しなければならない。自大学と他大学の各学科等が開設する科目が同一の科目区分となる場合には、当該科目区分に配置すべき必要専任教員数については各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするとしている（教職課程認定基準9（4））。また、自大学及び他大学の各学科等を一つの学科等とみなして、これらの学科等の入学定員の合計に応じた専任教員数を配置しなければならないとしている。

このため、該当する科目区分に応じて、「自大学」及び「他大学」欄については様式2号に記載の専任教員の氏名・職名を記載、「計」欄については専任教員数の合計を記載、「必要専任教員数」欄については自大学及び他大学の各学科等の入学定員に応じた必要専任教員数を記載すること。

※中・高・養・栄の課程を同時に認定を受けようとする場合で、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを共通に開設している場合であっても、それぞれの課程の専任教員として重複して計上してかまわない。

※開設しない課程の表は削除すること。

【中学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

	自大学		他大学		計	必要専任教員数
	氏名・職名	人数	氏名・職名	人数		
教科に関する専門的事項	坂本有芳・教授 福井典代・教授 西川和孝・教授 金 貞均・教授	4	森田美佐・教授 畦 五月・教授 磯部 香・講師	3	7	1
各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等	速水多佳子・教授 谷村千絵・准教授 阪根健二・教授 葛上秀文・教授 石村雅雄・教授 皆川直凡・教授 内田香奈子・准教授 小倉正義・教授 前田洋一・教授 山田芳明・教授 池田誠喜・教授 岡田康孝・准教授 金野誠志・教授 藤田 完・教授 川上綾子・教授 藤原伸彦・教授 江川克弘・准教授 泰山 裕・准教授 小坂浩嗣・教授 吉井健治・教授 廣瀬雄一・准教授	21	一色玲子・准教授 小島郷子・教授	2	23	1

様式第9号（連携教職課程を設置する大学の要件） ※認定を受けようとする課程（免許種・教科）ごとに作成すること

（１）連携教職課程の認定を受けようとする免許種・教科

高一種免（家庭）

（２）連携教職課程の認定を受けようとする学科等

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等を全て記載し、その内、幼稚園教諭または小学校教諭の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等の左欄に「○」を記載すること。学科等の数に合わせ、行を加除すること。

教員養成を主たる目的とする学科等	連携教職課程の認定を受けようとする全ての大学の学科等名
○	鳴門教育大学学校教育学部学校教育教員養成課程
○	香川大学教育学部学校教育教員養成課程
○	高知大学教育学部学校教育教員養成課程

（３）授業科目の開設状況

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等における「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等」に関する授業科目について、自学科で開設している場合には該当する欄に「○」、自学科では開設していない場合には該当する欄に「×」を記載。

学科等名（大学名から記載）	教科に関する専門的事項	各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等
鳴門教育大学学校教育学部 学校教育教員養成課程	○	○
香川大学教育学部 学校教育教員養成課程	○	○
高知大学教育学部 学校教育教員養成課程	○	○

（４）教学管理のための体制

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等の専任教員それぞれ1人以上からなる教学管理（教職課程認定基準9（２））のための体制について、

- ・参画する専任教員の氏名・職位
- ・教学管理のための体制の役割
- ・学内の意思決定組織との関係 を記載すること。

※必要に応じて、図示してもかまわない。本欄に収まらない場合は、別添でも可。

学科等名（大学名から記載）	参画する専任教員氏名・職位
鳴門教育大学学校教育学部 学校教育教員養成課程	西川 和孝・教授
香川大学教育学部 学校教育教員養成課程	畦 五月・教授
高知大学教育学部 学校教育教員養成課程	磯部 香・講師

教学管理のための体制の役割

連携教職課程委員会

連携教職課程及び連携開設科目に係る以下の事項の調整

- ・大学間の申し合わせ、評価基準
- ・その他教科間共通で調整が必要な事項
(学年暦、履修登録方法、教育の質保証方法等)

連携教職課程部会（家庭）

連携教職課程及び連携開設科目に係る以下の事項の調整

- ・カリキュラム及び授業科目の具体的内容
- ・その他各教科で調整が必要な事項

※別紙、「連携教職課程の運営体制（教学管理体制）」も参照

学内の意思決定組織との関係

カリキュラムについては、連携教職課程部会において、各大学の専任教員間で調整を行い、最終的には鳴門教育大学学校教育学部学校教育教員養成課程、香川大学教育学部学校教育教員養成課程、高知大学教育学部学校教育教員養成課程において意思決定を行う。連携教職課程部会において大学間の調整が整わない事項がある場合には、連携教職課程委員会（副学長・教育学部長等が参画する委員会）で調整を行う。

※別紙、「連携教職課程の運営体制（教学管理体制）」も参照

※ 必要に応じて、図示

（５）必修科目として開設が必要な単位数

※連携教職課程においては、

- ①学生が在籍する大学の学科等（以下「自大学」という。）において修得するものとして必要な単位数を開設
- ②学生が在籍しない大学の学科等のいずれか（以下「他大学」という。）において修得するものとして必要な単位数を開設することとしている（教職課程認定基準 9（３））。このため、当該単位数を満たす必修・選択必修の授業科目について、該当する区分欄に、様式第 2 号に記載の科目名、単位数を記載し、合計欄に単位数の合計を記載すること。

※中・高・養・栄の課程を同時に認定を受けようとする場合で、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを共通に開設している場合であっても、それぞれの課程の開設単位として重複して計上してかまわない。

※開設しない課程の表は削除すること。

【高等学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

※自大学及び他大学で必修科目として開設が必要な単位数

専修免許状：3 単位、一種免許状：8 単位

	自大学		他大学	
	科目名	単位数	科目名	単位数
教科に関する専門的事項	・生活課題の調査と分析 ・テキスタイル基礎科学 ・食物学特論 ・住居学	・ 1 ・ 2 ・ 1 ・ 2	【香川大学】 ・食物学総論 ・食物学Ⅱ ・保育学Ⅱ 【高知大学】 ・家庭経営学 ・保育学	・ 1 ・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目			【香川大学】 ・家庭科内容構成 【高知大学】 ・持続可能な生活づくり	・ 2 ・ 2

各教科の指導法	・ 中等家庭科教育特論	・ 2	【香川大学】 ・ 中等家庭科実践研究 【高知大学】 ・ 中等家庭科指導法 I	・ 2 ・ 2
大学が独自に設定する科目				
教育の基礎的理解に関する科目等				
合計単位数		8		17

(6) 専任教員数

※連携教職課程の認定を受けようとする自大学及び他大学の各学科等が開設する科目の区分に応じて専任教員を配置しなければならない。自大学と他大学の各学科等が開設する科目が同一の科目区分となる場合には、当該科目区分に配置すべき必要専任教員数については各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするとしている（教職課程認定基準9（4））。また、自大学及び他大学の各学科等を一つの学科等とみなして、これらの学科等の入学定員の合計に応じた専任教員数を配置しなければならないとしている。

このため、該当する科目区分に応じて、「自大学」及び「他大学」欄については様式2号に記載の専任教員の氏名・職名を記載、「計」欄については専任教員数の合計を記載、「必要専任教員数」欄については自大学及び他大学の各学科等の入学定員に応じた必要専任教員数を記載すること。

※中・高・養・栄の課程を同時に認定を受けようとする場合で、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを共通に開設している場合であっても、それぞれの課程の専任教員として重複して計上してかまわない。

※開設しない課程の表は削除すること。

【高等学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

	自大学		他大学		計	必要専任教員数
	氏名・職名	人数	氏名・職名	人数		
教科に関する専門的事項	坂本有芳・教授 福井典代・教授 西川和孝・教授 金 貞均・教授	4	森田美佐・教授 畦 五月・教授 磯部 香・講師	3	7	1
各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等	速水多佳子・教授 谷村千絵・准教授 阪根健二・教授 葛上秀文・教授 石村雅雄・教授 皆川直凡・教授 内田香奈子・准教授 小倉正義・教授 前田洋一・教授 山田芳明・教授 金野誠志・教授 藤田 完・教授 川上綾子・教授 藤原伸彦・教授 江川克弘・准教授 泰山 裕・准教授 小坂浩嗣・教授 吉井健治・教授 廣瀬雄一・准教授	19	一色玲子・准教授 小島郷子・教授	2	21	1

様式第9号（連携教職課程を設置する大学の要件） ※認定を受けようとする課程（免許種・教科）ごとに作成すること

（１）連携教職課程の認定を受けようとする免許種・教科

高一種免（情報）

（２）連携教職課程の認定を受けようとする学科等

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等を全て記載し、その内、幼稚園教諭または小学校教諭の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等の左欄に「○」を記載すること。学科等の数に合わせ、行を加除すること。

教員養成を主たる目的とする学科等	連携教職課程の認定を受けようとする全ての大学の学科等名
○	鳴門教育大学学校教育学部学校教育教員養成課程
○	香川大学教育学部学校教育教員養成課程
○	愛媛大学教育学部学校教育教員養成課程
○	高知大学教育学部学校教育教員養成課程

（３）授業科目の開設状況

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等における「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等」に関する授業科目について、自学科で開設している場合には該当する欄に「○」、自学科では開設していない場合には該当する欄に「×」を記載。

学科等名（大学名から記載）	教科に関する専門的事項	各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等
鳴門教育大学学校教育学部 学校教育教員養成課程	○	○
香川大学教育学部 学校教育教員養成課程	○	○
愛媛大学教育学部 学校教育教員養成課程	○	○
高知大学教育学部 学校教育教員養成課程	○	○

（４）教学管理のための体制

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等の専任教員それぞれ1人以上からなる教学管理（教職課程認定基準9（２））のための体制について、

- ・参画する専任教員の氏名・職位
- ・教学管理のための体制の役割
- ・学内の意思決定組織との関係 を記載すること。

※必要に応じて、図示してもかまわない。本欄に収まらない場合は、別添でも可。

学科等名（大学名から記載）	参画する専任教員氏名・職位
鳴門教育大学学校教育学部 学校教育教員養成課程	伊藤 陽介・教授
香川大学教育学部 学校教育教員養成課程	宮崎 隼人・准教授
愛媛大学教育学部 学校教育教員養成課程	河村 泰之・准教授
高知大学教育学部 学校教育教員養成課程	道法 浩孝・教授

教学管理のための体制の役割

連携教職課程委員会

連携教職課程及び連携開設科目に係る以下の事項の調整

- ・大学間の申し合わせ、評価基準
- ・その他教科間共通で調整が必要な事項
(学年暦、履修登録方法、教育の質保証方法等)

連携教職課程部会 (情報)

連携教職課程及び連携開設科目に係る以下の事項の調整

- ・カリキュラム及び授業科目の具体的内容
- ・その他各教科で調整が必要な事項

※別紙、「連携教職課程の運営体制（教学管理体制）」も参照

学内の意思決定組織との関係

カリキュラムについては、連携教職課程部会において、各大学の専任教員間で調整を行い、最終的には鳴門教育大学学校教育学部学校教育教員養成課程、香川大学教育学部学校教育教員養成課程、愛媛大学教育学部学校教育教員養成課程、高知大学教育学部学校教育教員養成課程において意思決定を行う。連携教職課程部会において大学間の調整が整わない事項がある場合には、連携教職課程委員会（副学長・教育学部長等が参画する委員会）で調整を行う。

※別紙、「連携教職課程の運営体制（教学管理体制）」も参照

※ 必要に応じて、図示

(5) 必修科目として開設が必要な単位数

※連携教職課程においては、

①学生が在籍する大学の学科等（以下「自大学」という。）において修得するものとして必要な単位数を開設

②学生が在籍しない大学の学科等のいずれか（以下「他大学」という。）において修得するものとして必要な単位数を開設することとしている（教職課程認定基準9（3））。このため、当該単位数を満たす必修・選択必修の授業科目について、該当する区分欄に、様式第2号に記載の科目名、単位数を記載し、合計欄に単位数の合計を記載すること。

※中・高・養・栄の課程を同時に認定を受けようとする場合で、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを共通に開設している場合であっても、それぞれの課程の開設単位として重複して計上してかまわない。

※開設しない課程の表は削除すること。

【高等学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

※自大学及び他大学で必修科目として開設が必要な単位数

専修免許状：3単位、一種免許状：8単位

	自大学		他大学	
	科目名	単位数	科目名	単位数
教科に関する専門的事項	・情報社会と情報倫理 ・情報変革と職業	・ 2 ・ 2	【香川大学】 ・ヒューマンインターフェース ・マルチメディア技術 ・デジタル画像処理 ・情報・職業	・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2

			【愛媛大学】 ・インターネット社会のための情報倫理 ・プログラミング言語Ⅰ ・データ構造とアルゴリズム ・計測・制御システムの設計 ・情報社会の発展と職業 【高知大学】 ・情報工学Ⅰ ・情報工学Ⅱ ・情報システム開発演習 ・情報通信ネットワーク論	・ 1 ・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2
各教科の指導法	・情報科教育特論 ・情報科教育授業論	・ 2 ・ 2	【愛媛大学】 ・情報科教育法 1	・ 2
大学が独自に設定する科目				
教育の基礎的理解に関する科目等				
合計単位数		8		27

(6) 専任教員数

※連携教職課程の認定を受けようとする自大学及び他大学の各学科等が開設する科目の区分に応じて専任教員を配置しなければならない。自大学と他大学の各学科等が開設する科目が同一の科目区分となる場合には、当該科目区分に配置すべき必要専任教員数については各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするとしている（教職課程認定基準9（4））。また、自大学及び他大学の各学科等を一つの学科等とみなして、これらの学科等の入学定員の合計に応じた専任教員数を配置しなければならないとしている。

このため、該当する科目区分に応じて、「自大学」及び「他大学」欄については様式2号に記載の専任教員の氏名・職名を記載、「計」欄については専任教員数の合計を記載、「必要専任教員数」欄については自大学及び他大学の各学科等の入学定員に応じた必要専任教員数を記載すること。

※中・高・養・栄の課程を同時に認定を受けようとする場合で、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを共通に開設している場合であっても、それぞれの課程の専任教員として重複して計上してかまわない。

※開設しない課程の表は削除すること。

【高等学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

	自大学		他大学		計	必要専任教員数
	氏名・職名	人数	氏名・職名	人数		
教科に関する専門的事項	竹口幸志・准教授 美井野優・講師 伊藤陽介・教授 曾根直人・教授	4	河村泰之・准教授 福谷遼太・助教 道法浩孝・教授 相良宗臣・講師	4	8	1

各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等	谷村千絵・准教授 阪根健二・教授 葛上秀文・教授 石村雅雄・教授 皆川直凡・教授 内田香奈子・准教授 小倉正義・教授 前田洋一・教授 山田芳明・教授 金野誠志・教授 藤田 完・教授 川上綾子・教授 藤原伸彦・教授 江川克弘・准教授 泰山 裕・准教授 小坂浩嗣・教授 吉井健治・教授 廣瀬雄一・准教授	1 8		0	1 8	1
--------------------------	--	-----	--	---	-----	---

連携教職課程の運営体制（教学管理体制）

大学等連携推進法人協議会

役割	「大学等連携推進法人」に係る諸事項及び将来計画の協議
構成員	各学長

連携教職課程委員会

役割	連携教職課程及び連携開設科目に係る以下の事項の調整 ・大学間の申し合わせ、評価基準 ・その他教科間共通で調整が必要な事項 （学年暦、履修登録方法、教育の質保証方法 等）
構成員	委員長：（構成員から選出） 各大学2名程度：副学長・教育学部長等（上記役割の権限を有する者及びその補佐）
設置期間	「令和5年度連携教職課程」課程認定申請完了以降～

連携教職課程部会 （美術）

連携教職課程部会 （家庭）

連携教職課程部会 （情報）

役割	連携教職課程及び連携開設科目に係る以下の事項の調整 ・カリキュラム及び授業科目の具体的内容 ・その他各教科で調整が必要な事項
構成員	各教科に参画する大学の専任教員（各大学1名程度） ※参画大学以外の教員も、必要に応じてオブザーバーとして参加可能
設置期間	「令和5年度連携教職課程」課程認定申請完了以降～